

虐待かも？

と思ったら…

まずは

お電話

ください



秘密厳守!

・相談は
無料です

011-281-0928

北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

**虐待
相談**

高齢者虐待防止のために

- 平成17年11月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年4月1日に施行されています。
- 通報先はお住まいの市町村の高齢者担当課です。
- 高齢者虐待は、家庭や施設などでも起こりうる身近な問題です。少しでも、「気になる高齢者を発見した」場合や「虐待かも知れない」「誰かに聞いてほしい」と思った場合には、お住まいの市区町村の高齢者担当課、地域包括支援センター等にもご相談ください。（秘密は厳守されます。相談は無料です。）

毎週月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）※祝日、年末年始は除く

高齢者虐待に関わる相談は…

高齢者虐待に精通した専門家による委員会を設置し、また、次のような支援を行い、高齢者虐待への対応、支援、防止に取り組んでいます。

- 高齢者虐待防止推進委員会において、市町村、地域包括支援センターが抱える対応困難事例についての助言、支援を行います。
- 高齢者虐待防止のための、市町村職員、地域包括支援センター職員、養介護施設従業者等向けの研修会を開催します。
- 高齢者虐待についての各種情報の収集、提供を行います。
- 高齢者虐待防止のための啓発用パンフレット等を発行します。

…虐待ではこんなことが…

●身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えることです。

●介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、同居人による虐待行為の放置、養護を著しく怠ることです。

●心理的虐待

著しい暴言、著しく拒否的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことです。

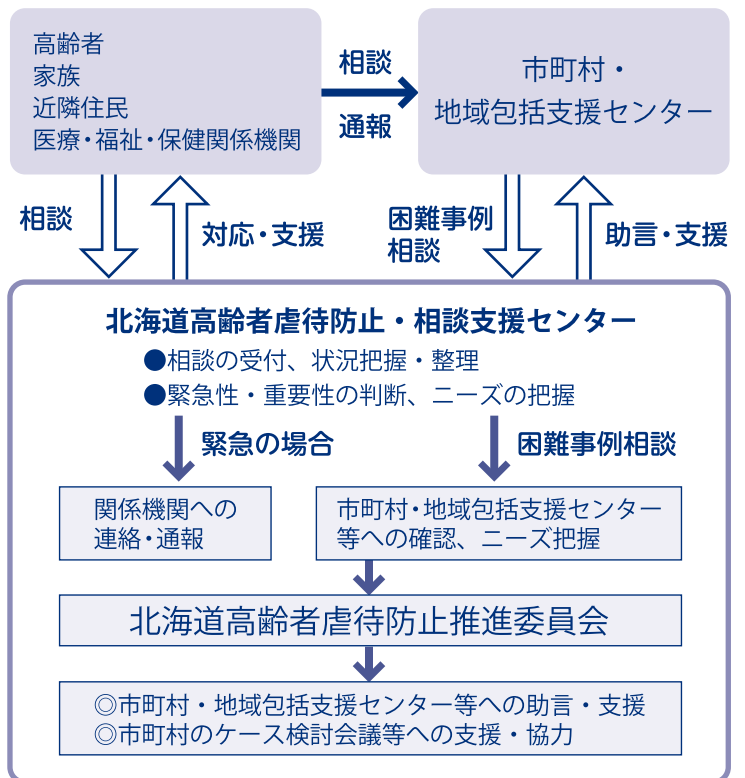
●性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、高齢者をしてわいせつな行為をさせることです。

●経済的虐待

養護者や親族が高齢者の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ることです。

虐待防止センターの支援の仕組み



ご相談は

011-281-0928

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。
※ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。
相談方法は、電話、来所、手紙(FAX)などお気軽にご相談ください。

相談は全て無料です。
秘密は厳守します。

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでの2.7 2階

FAX 011-251-6156

ホームページアドレス <http://www.dochoju.jp/soudan>